

監事監査報告書

平成 30 年 5 月 24 日

学校法人 佑愛学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 佑愛学園

監事 式庄 豊二 

監事 丹羽 義治 

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人佑愛学園寄附行為第 17 条に基づき、学校法人佑愛学園の平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの業務並びに財産の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会等の重要な会議に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、業務の内容等を監査するとともに、会計監査人とも連携し、その監査の経緯、内容及び結果等についての説明を受け、計算書類について検討する等、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人佑愛学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、その収支および財産の状況を正しく示しているものと認める。

学校法人佑愛学園の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

平成 30 年 5 月 14 日、監事 2 名は公認会計士 2 名とともに提出された財務諸表及び事業報告並びに関係資料をもとに監査を行った。その内容を踏まえ、次の通り平成 29 年度事業について「事業監査所見」としてまとめた。

《中期実行計画の執行状況について》

中期実行計画（平成 26 年～30 年度）①臨床実習施設設立、②4 年制大学への改組③認定子ども園設立の 3 つの基本方針について、29 年度は「短大設立の（趣旨の）原点に立ち返り、短大のさらなる充実を目指し、将来に向けて法人・短大の力を蓄える。」（理事会宣言）とし、認定子ども園設立準備が進んだ年となった。

1) 平成 29 年度は、中期計画の満了期を前に確実に実行した年となった。まずは「学生プラザ」竣工や外構工事等キャンパス整備により、大学としての学び舎が一段と整備され教育環境や勉学条件がより一層改善された。一連の大学としての条件整備は、高度で最新の実習機能を持つ「リハビリクリニック・デイケアセンター」の機能と合わせ、本学の強みが一段と強化整備されることとなった。

2) 教育活動においては、小規模校ならではの少人数教育の強みを生かし、学生目線に立った教育実践が行われ、「学習アドバイザー制の強化」、「国家試験合格支援」、「留年生への支援」「GPA活用」「IR機能の充実」「学生表彰制度・特待生制度の活用」「同窓会・卒業生との連携」「大学間連携」等のへの取り組みが行われている。また、入学前・初年次教育への努力が図られ、高等学校教育から大学教育へのスムーズな移行への努力が図られている。さらに、学生支援の充実や社会貢献における、「官学連携事業：清須市民げんき大学」等地域に根差す大学づくりが推進されている。

本学の「伝統と実績」及び特色を生かした積極的な「広報募集」と「入試制度」改革により、受験生・入学者確保に改善が見られた。このことは、18 歳人口減が進行し小規模大学の定員割れが進行する中、特筆すべき事柄である。今後の課題としては、安定的入学者数の確保であり、翌年以降の計画的入試募集対策に期待される。

3) 財務面では、開設 4 年目に入る収益事業部門「ゆうあいリハビリクリニック・ゆうあいデイケアセンター」に引き続き注視がいく。携わる方々の懸命な努力が続く、徐々に地域に周知されて来院者も徐々ながらに増え、収入も少額ながら増加していると報告があった。収益事業には至らない現状からの回復を目指し、引き続き自立的努力が望まれる。キーワードともなり、地域医療に根差す努力は、次期「認定こども園」づくりへ繋がる取り組みと確信する。

- 4) 中期計画の柱である「認定こども園」設置準備にあつては、設計段階に入った。本園設置は、本学の教育活動に資するとともに、地域への貢献度は大きく、法人の強化の柱にもなりうる。特に、療育を必要とする保育にあつては、「ゆうあいリハビリクリニック」のもつ医療機能と合わせ、本学の教育研究成果との一体的連携が期待される。設置と運営の具体的履行にあつては、クリニック設置を教訓化し、法人負担とならないよう念密な計算と慎重かつ果断な行動が望まれる。